

○沖縄県公安委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則

(平成18年 3 月 31 日 沖縄県公安委員会規則第 5 号)

改正平成20年 5 月 30 日 公規則第 7 号平成28年 3 月 29 日 沖縄県公安委員会規則第 4 号平成28年 3 月 31 日 沖縄県公安委員会規則第 6 号平成30年12月28日 沖縄県公安委員会規則第10号令和元年 7 月 30 日 沖縄県公安委員会規則第 4 号

(趣旨)

第1条 この規則は、沖縄県個人情報保護条例(平成17年沖縄県条例第2号。以下「条例」という。)の規定に基づき、公安委員会が取り扱う個人情報の保護に関し必要な事項を定めるものとする。

(要配慮個人情報)

第1条の2 条例第2条第2項の実施機関の規則等で定める記述等は、次に掲げる事項のいずれかを内容とする記述等(本人の病歴又は犯罪の経歴に該当するものを除く。)とする。

- (1) 身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行規則(平成29年総務省令第19号)第5条各号に掲げる心身の機能の障害があること。
- (2) 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者(次号において「医師等」という。)により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査(同号において「健康診断等」という。)の結果
- (3) 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと。
- (4) 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、搜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと。
- (5) 本人を少年法(昭和23年法律第168号)第3条第1項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと。

(公安委員会が定める法人の告示)

第2条 公安委員会は、条例第4条第2項の規定により法人を定め、又は変更したときは、速やかに告示するものとする。

(個人情報取扱事務登録簿)

第3条 条例第6条第1項に規定する個人情報取扱事務登録簿は、第1号様式によるものとする。

2 条例第6条第2項第10号に規定する実施機関の規則等で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 個人情報取扱事務の登録年月日及び変更年月日
- (2) 個人情報の記録媒体

- (3) 個人情報取扱事務の委託等の状況
(保有個人情報開示請求書等)

第4条 条例第14条第1項に規定する開示請求書は、保有個人情報開示請求書（第2号様式。以下「開示請求書」という。）によるものとする。

- 2 開示請求書には、開示請求に係る保有個人情報について次に掲げる事項を記載させることができる。

- (1) 求める開示の実施の方法
(2) 保有個人情報が記載されている公文書の写しの送付の方法による保有個人情報の開示の実施を求める場合にあっては、その旨

- 3 前項第1号において「開示の実施の方法」とは、文書又は図画に記録されている保有個人情報については閲覧又は写しの交付をいい、電磁的記録に記録されている保有個人情報については第11条第1項に規定する方法をいう。

(開示請求における本人確認手続等)

第5条 条例第14条第2項に規定する保有個人情報の本人であることを示す書類で実施機関の規則等で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 開示請求書に記載されている開示請求をする者の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、旅券、健康保険の被保険者証、外国人登録証明書、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードその他法令の規定により交付された書類のいずれかであって、当該開示請求をする者が本人であることを確認するに足りるもの

- (2) 前号に掲げる書類をやむを得ない理由により提示し、又は提出することができない場合にあっては、当該開示請求をする者が本人であることを確認するため公安委員会が適当と認める書類

- 2 保有個人情報の本人が開示請求書を公安委員会に送付して開示請求をする場合には、当該開示請求をする者は、前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる書類のうち2種類を複写機により複写したものを公安委員会に提出すれば足りる。

- 3 条例第14条第2項に規定する本人の法定代理人（保有特定個人情報にあっては、本人の法定代理人又は本人の委任による代理人）であることを示す書類で実施機関の規則等で定める書類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類とする。

- (1) 法定代理人が開示請求するとき 戸籍謄本その他その資格を証明する書類（開示請求をする日前30日以内に作成されたものに限る。）及び法定代理人自身であることを証明するために必要な書類

- (2) 本人の委任による代理人が開示請求をするとき 本人の実印を押印した委任状及び印鑑登録証並びに本人の委任による代理人自身であることを証明するために必要な書類

- 4 前項第1号の法定代理人自身であること又は前項第2号の本人の委任による代理人自身であることを証明するために必要な書類については、第1項の規定を準用する。

- 5 保有個人情報に係る本人の法定代理人（保有特定個人情報にあっては、本人の法定代理人又は本人の委任による代理人。以下「代理人」と総称する。）が開示請求書を公安委

員会に送付して開示請求をする場合には、当該開示請求をする者は、前2項の規定にかかわらず、第3項に規定する書類を複写機により複写したものを公安委員会に提出すれば足りる。この場合において、代理人自身であることを証明するために必要な書類については、当該書類のうち2種類を複写機により複写したものを提出するものとする。

6 条例第13条第2項の規定により開示請求をした代理人は、当該開示請求に係る保有個人情報の開示を受ける前にその資格を喪失したときは、直ちに、書面でその旨を公安委員会に届け出なければならない。

7 前項の規定による届出があったときは、当該開示請求は、取り下げられたものとみなす。

(補正の手続)

第6条 条例第14条第3項、第30条第3項及び第38条第3項の規定による補正の求めは、補正通知書(第3号様式)により行うものとする。

2 前項の補正通知書を受けた者が当該補正を行うときは、補正書(第4号様式)によるものとする。

(保有個人情報開示決定通知書等)

第7条 条例第19条第1項の規定による通知は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める様式により行うものとする。

(1) 開示請求に係る保有個人情報の全部を開示をする旨の決定をした場合 保有個人情報開示決定通知書(第5号様式)

(2) 開示請求に係る保有個人情報の一部を開示をする旨の決定をした場合 保有個人情報部分開示決定通知書(第6号様式)

2 条例第19条第2項の書面は、保有個人情報不開示決定通知書(第7号様式)によるものとする。

(開示決定等の期間の延長通知書等)

第8条 条例第20条第2項の書面は、保有個人情報開示決定等期間延長通知書(第8号様式)によるものとする。

2 条例第21条の書面は、保有個人情報開示決定等期間特例延長通知書(第9号様式)によるものとする。

(事案移送通知書)

第9条 条例第23条第1項の書面は、開示請求事案移送通知書(第10号様式)によるものとする。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第10条 公安委員会は、条例第24条第1項又は第2項の規定により、第三者に対し、当該第三者に関する情報の内容を通知するに当たっては、開示請求に係る保有個人情報の本人の権利利益を不当に侵害しないように留意するものとする。

2 条例第24条第1項に規定する実施機関の規則等で定める事項は、意見書を提出する場合の意見書の提出先及び提出期限とする。

3 条例第24条第1項及び第2項の規定による通知は、保有個人情報の開示に係る意見照会書(第11号様式)により行うものとする。

4 条例第24条第2項に規定する実施機関の規則等で定める事項は、次に掲げる事項とす

る。

- (1) 開示請求の年月日
- (2) 条例第24条第2項各号のいずれに該当するかの別及びその理由
- (3) 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

5 条例第24条第1項及び第2項の意見書は、保有個人情報の開示に係る意見書（第12号様式）によるものとする。

6 条例第24条第3項の書面は、保有個人情報を開示決定した旨の通知書（第13号様式）によるものとする。

（開示の実施方法等）

第11条 条例第25条第1項に規定する実施機関の規則等で定める方法は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める方法とする。

- (1) 電磁的記録がビデオテープ若しくはビデオディスク又は録音テープ若しくは録音ディスクに記録されている場合 視聴又は複製物の交付の方法
 - (2) 電磁的記録が前号に掲げる記録媒体以外の記録媒体に記録されている場合 当該電磁的記録を印刷物として出力したものの閲覧又は交付の方法
- 2 前項第2号の規定にかかわらず、電磁的記録をディスプレイの画面等に出力したものを視聴させ、又はフロッピーディスク、光ディスク、光磁気ディスクその他の記録媒体に複製することが容易であるときは、視聴又は複製物の交付の方法により開示を行うことができる。
- 3 条例第25条第3項において準用する条例第14条第2項に規定する書類は、開示を受けようとする保有個人情報に係る保有個人情報開示決定通知書又は保有個人情報部分開示決定通知書及び第5条第1項（開示を受けようとする者が本人の代理人である場合にあっては、同条第4項において準用する同条第1項）に規定する書類とする。
- 4 保有個人情報開示決定通知書又は保有個人情報部分開示決定通知書を受け取った者は、当該通知書に記載された日時及び場所において、当該通知に係る保有個人情報の開示を受けるものとする。
- 5 公安委員会は、開示決定を受けた者で保有個人情報の閲覧又は視聴をするものが当該閲覧又は視聴に係る個人情報を汚損し、若しくは破損し、又はその内容を損傷するおそれがあると認めるときは、当該保有個人情報の閲覧又は視聴の中止を命ずることができる。
- 6 保有個人情報が記録されている公文書の写し又は複製物の交付の部数は、開示決定に係る保有個人情報1件につき1部とする。

（開示請求及び開示の特例）

第12条 公安委員会は、条例第26条第1項の規定により口頭による開示請求をすることができる保有個人情報を定めたときは、当該保有個人情報の内容並びに口頭による開示請求をすることができる期間及び場所を告示するものとする。

- 2 条例第26条第1項の規定により口頭による開示請求をする者は、当該開示請求の際に、当該開示請求に係る保有個人情報の本人であることを確認するため、第5条第1項に規定する書類を提示しなければならない。
- 3 条例第26条第1項の規定による口頭による開示請求の場合における保有個人情報の開

示の方法は、閲覧又は視聴とする。

(費用の納入)

第13条 条例第28条に規定する写しの作成に要する費用は、別表に定めるとおりとする。

2 前項に規定する費用は、あらかじめ納入しなければならない。

(保有個人情報訂正請求書)

第14条 条例第30条第1項に規定する訂正請求書は、保有個人情報訂正請求書(第14号様式)によるものとする。

(開示請求における本人確認手続等の規定の準用)

第15条 第5条第1項から第5項までの規定は、訂正請求及び利用停止請求について準用する。この場合において、第5条第1項及び第3項中「第14条第2項」とあるのは、訂正請求にあつては「第30条第2項」と、利用停止請求にあつては「第38条第2項」と読み替えるものとする。

(保有個人情報訂正決定通知書等)

第16条 条例第32条第1項の書面は、保有個人情報訂正決定通知書(第15号様式)によるものとする。

2 条例第32条第2項の書面は、保有個人情報不訂正決定通知書(第16号様式)によるものとする。

3 条例第33条第2項の書面は、保有個人情報訂正決定等期間延長通知書(第17号様式)によるものとする。

4 条例第34条の書面は、保有個人情報訂正決定等期間特例延長通知書(第18号様式)によるものとする。

5 条例第35条第1項の書面は、訂正請求事案移送通知書(第19号様式)によるものとする。

6 条例第36条の書面は、訂正通知書(第20号様式)によるものとする。

(保有個人情報利用停止請求書)

第17条 条例第38条第1項に規定する利用停止請求書は、保有個人情報利用停止請求書(第21号様式)によるものとする。

(保有個人情報利用停止決定通知書等)

第18条 条例第40条第1項の書面は、保有個人情報利用停止決定通知書(第22号様式)によるものとする。

2 条例第40条第2項の書面は、保有個人情報利用不停止決定通知書(第23号様式)によるものとする。

3 条例第41条第2項の書面は、保有個人情報利用停止決定等期間延長通知書(第24号様式)によるものとする。

4 条例第42条の書面は、保有個人情報利用停止決定等期間特例延長通知書(第25号様式)によるものとする。

(開示を受けたことの確認)

第19条 公安委員会は、訂正請求又は利用停止請求に係る個人情報が開示を受けたものであることを確認するため必要があると認めるときは、訂正請求又は利用停止請求をしようとする者に対し、保有個人情報開示決定通知書又は保有個人情報部分開示決定通知書

の提示を求めることができる。

(審査会に諮問した旨の通知)

第20条 条例第44条第3項の規定による通知は、審査会諮問通知書（第26号様式）により行うものとする。

(審査請求に係る保有個人情報の開示に関する通知書)

第21条 条例第45条において準用する条例第24条第3項の規定による通知は、保有個人情報を開示決定した旨の通知書（第13号様式）により行うものとする。

(警察本部長への委任)

第22条 この規則に定めるもののほか、公安委員会が取り扱う個人情報の保護に関し必要な事項は、警察本部長が別に定める。